## ○ 財務省告示第 324 号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第5条第11項の規定に基づき、令和4年11月14日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和4年12月9日

財務大臣 鈴木 俊一

- 1 名称及び記 利付国庫債券(10年)(第360回)及び利付国庫債券(20年)(第158号 回、第159回、第160回、第161回、第162回、第163回及び第164回)
- 2 発行の根拠 特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 46 条第 1 項 法律及びそ の条項
- 3 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振 用等 替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本 銀行とする。
- 4 発行方法 利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値を いう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
- 5 募入決定の 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当 方法 てる。
- 6 発行額 額面金額で499,600,000,000 円内訳(別表のとおり)
- 7 払込金額 482,476,716,000円
- 8 最低額面金 50,000 円 額
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 11 発行価格 発行対象国債ごとに、額面金額 100 円につき、次の算式により算出し た金額

## 100+表面利率×残存年数

- 12 利率 (別表のとおり)
- 13 経過利子の 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出し 払込み た金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/ 100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第 10 号に規 定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日に なる場合には、零。)/365

14 利子 第 10 号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期と し、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただ し、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償 還期限について同じ。)。

- 15 償還期限 (別表のとおり)
- 16 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 17 入札の基準 銘柄毎の基準利回は、令和 4 年 11 月 11 日付で日本証券業協会が発表 とする各発 した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りと 行対象国債 する。

の利回り

- 18 元利金支払 日本銀行 場所
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率 (年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(10年) (第 360 回)	0.1%	令和 12 年 9 月 20 日	1, 600, 000, 000 円
利付国庫債券 (20 年) (第 158 回)	0.5%	令和 18 年 9 月 20 日	2, 000, 000, 000 円
利付国庫債券(20年) (第 159 回)	0.6%	令和 18 年 12 月 20 日	2, 100, 000, 000 円
利付国庫債券(20年) (第 160 回)	0.7%	令和 19 年 3 月 20 日	25, 800, 000, 000 円
利付国庫債券(20年) (第 161 回)	0.6%	令和 19 年 6 月 20 日	24, 900, 000, 000 円

利付国庫債券(20年)	0.69/	<b>今</b> ₹n 10 左 0 日 20 日	1 400 000 000 III
(第 162 回)	0.6%	令和 19 年 9 月 20 日	1, 400, 000, 000 円
利付国庫債券(20年)	0.6%	令和 19 年 12 月 20 日	74, 000, 000, 000 円
(第 163 回)			
利付国庫債券(20年)	0.5%	令和 20 年 3 月 20 日	367, 800, 000, 000 円
(第 164 回)	0.0%	<b>カか 20 十 3 月 20 日</b>	507, 800, 000, 000円